

こんなときは必ず届け出てください

次のような場合は、申込中・施設利用後にかかわらず、速やかに住民課子育て支援係へ届け出てください。

- (1) 上峰町外に転出する（転出された時点で支給認定及び施設等利用給付認定は解除となります）
転出後も利用中（申込中）の施設を継続したい場合は、住民課子育て支援係にご相談ください。
- (2) 上峰町内で転居した
- (3) 世帯構成に変化があった（離婚、結婚、同居している家族の増減、単身赴任等）
- (4) 園を退園する
- (5) 仕事を辞めた（求職活動を始めた）
- (6) 就労状況が変わった（勤務時間が変わった、仕事を始めた、仕事が変わった など）
- (7) 育児休業を取得した場合に、すでに預かり保育を利用しているお子さんの利用を継続したい
- (8) その他家庭の状況に変化があった

※(5)～(8)は新2号認定／新3号認定のみが対象です。

利用に関する Q&A

Q1. 上峰町外の園（幼稚園部分）に入園したいのですが？

→利用を希望する町外の園に直接問い合わせて、こどもと一緒に見学を行い、園へ願書を提出して入園申込みをしてください。入園が内定した後、園を通じて、町へ支給認定・給付認定に必要な書類を提出してください。

Q2. 保育料以外に費用はかかりますか？

→保育料以外の実費は負担していただきます。例えば、入園料、通園バス代、給食費、教材費および行事参加費等の実費負担や、施設整備等のための費用です。利用する園を選ぶときに、保育料以外の費用も園によく確認してください。

Q3. 副食費が免除されるためにどのような手続きが必要ですか？

→新たな手続きは不要です。なお、副食費の免除については住民課子育て支援係からお知らせします。

Q4. 認定こども園・幼稚園の預かり保育の利用料は無償化の対象ですか？

→保育の必要性があれば、無償化の対象です。満3歳児は、住民税非課税世帯が対象です。無償化となる認定要件はP.6、無償化上限額はP.4をご確認ください。

※預かり保育の利用については、直接園にお問い合わせください。利用を希望しても利用不可となる場合があります。

Q5. 認定こども園（教育利用）・幼稚園を利用後に認可外保育施設を利用する場合も無償化の対象となりますか？

→園で提供される預かり保育が平日8時間未満（教育時間を含む）又は年間開所200日未満の要件に該当する園に通う、保育の必要性のあるお子さんの場合は、認可外保育施設等の利用料も無償化の対象となります。

※上峰町内の園に在園中のこどもは、認可外保育施設等を利用しても無償化されません。